

令和5年第4回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和5年4月12日（水）午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 名島啓太 委員 阿良田由紀	委員 本間正江 委員 齋藤邦彦 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 学び未来課長 学校支援課長 教育指導課長 飛鳥山博物館長 子ども未来部長 子どもわくわく課長 児童相談所開設準備担当課長	教育政策課長 学校改築施設管理課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育総合相談センター所長 中央図書館長 子ども未来課長 保育課長 子ども家庭支援センター所長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	20号	いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について	承認
2	21号	令和6年度使用教科用図書（小学校及び義務教育学校前期課程）採択方針について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	12号	和解について	了承
4	13号	訴訟について	了承
5	14号	史跡中里貝塚整備基本設計説明書の策定について	了承

令和5年第4回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年4月12日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和5年4月北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第20号議案「いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について」です。

本件は個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規程に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

それでは、ただ今より会議を非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長

ただ今より会議を公開とします。傍聴の方の入場を許可します。

次に、日程第2、第21号議案「令和6年度使用教科用図書(小学校及び義務教育学校前期課程)採択方針について」を議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育指導課長です。それでは、日程第2、第21号議案「令和6年度使用教科用図書(小学校及び義務教育学校前期課程)採択方針について」ご説明いたします。この議案は令和6年度から小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択方針を決定するものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の規定に基づき、令和5年8月31日までに北区教育委員会で教科用図書を採択することとなります。

なお、令和6年4月に義務教育学校として(仮称)都の北学園を設置する予定であるため、これまでの小学校に加え、義務教育学校前期課程で使用する教科用図書を採択してまいります。恐れ入りますが、2ページ、別紙「令和6年度使用教科用図書(小学校及び義務教育学校前期課程)」をご覧いただきたいと思います。

本採択方針は、令和6年度に北区立小学校及び義務教育学校前期課程で使用いたします教科用図書の採択に向けての方針を示したものでございます。小学校及び義務教育学校前期課程で採択の対象となる教科用図書について、十分な調査研究を行うということ、そして、北区立小学校児童の実情を十分配慮した上で、総合的に判断し、教科用図書の採択を行うことが方針でございます。

教科用図書の調査研究に当たり検討すべき事項につきまして、教科用図書選定審議委員会と教科用図書調査委員会にそれぞれ依頼いたしますが、次の2点について検討し、

調査審議及び調査研究をするということでございます。

まず1点目は、学習指導要領の「目標」及びそれに対応する「内容」等に即した、各教科用図書の特長、もう1点は、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む工夫が充分であるかどうかということでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。教科用図書を調査する観点についてご説明いたします。項番1から項番3の観点につきましては、学習指導要領に則した観点であり、項番1は、基礎的・基本的な知識・技能等の修得に係る部分、項番2は、課題の解決のために必要な思考力、判断力、表現力等を育む部分、項番3は、学びに向かう力、人間性等の育成に係る部分ということになります。

特に、項番3の児童の学びに向かう力、人間性等を高めるものであるかどうかということにつきましては、取り上げる事例に身近な地域が扱われている、などのように事例等の面でも北区の子供たちにふさわしいものかどうかという点について調査するようにしてございます。また、項番4につきましては、豊かな心を育むものであるかという観点でございます。そして、1ページおめくりいただいた項番5につきましては、主たる教材として教科用図書を使用する場合の単元構成、配列、発展性、系統性や分量等に係る部分でございます。

以上、大きく5つの観点に即して調査研究をするということが採択方針でございます。私からの説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第21号議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第3、報告第12号「和解について」を学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長

学校支援課長でございます。私からは、報告第12号「和解について」ご説明させていただきます。恐れ入りますが、報告書を1枚おめくりください。

通学路標識の破損に関する和解について、専決処分を行ったため、ご報告するものがございます。専決処分年月日は令和5年3月14日、決定額は15万円、相手方は、東武清掃株式会社です。

事故の概要です。令和5年1月27日、相手方の職員が運転する相手方所有のごみ収

集車が、岩淵町2番8号に区が設置している通学路標識に接触し、当該標識の看板部分を破損したものでございます。本件については、既に相手方が費用を負担して標識の修繕が完了しているものでございます。

私からのご説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

これで、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第4、報告第13号「訴訟について」です。本件につきましても、個人情報を含む案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規程に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

それでは、ただ今より会議を非公開とします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

それでは、日程第4、報告第13号「訴訟について」を教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育指導課長でございます。私から、日程第4、報告第13号「訴訟について」についてご報告いたします。東京都北区を相手に、国家賠償請求事件として提訴されました。なお、令和4年6月13日の定例会、令和4年9月13日定例会及び令和5年2月27日の臨時会で報告しました訴訟と原告は同一の方でございます。今回のものと併せて、現時点で全7件の訴訟が起きております。

本件は、北区立飛鳥中学校に在学していた生徒の父母及び弟が、当該生徒の担任教諭による住居侵入及び神経を逆なでするプリントの配布行為により精神的損害が生じたとして、損害賠償金10万円等の支払いを求める事案でございます。

現状として、長野地方裁判所から、第1回口頭弁論期日を令和5年4月26日とする呼出状が送達されております。現在、特別区人事・厚生事務組合法務部と今後の対応について協議を進めております。

報告については以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

ただ今より会議を公開とします。傍聴の方は入場を許可します。

次に、日程第5、報告第14号「史跡中里貝塚整備基本設計説明書の策定について」を飛鳥山博物館長から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長の坪井でございます。それでは、私からは「史跡中里貝塚整備基本設計説明書」の策定について、ご報告申し上げます。教育委員会資料の2ページをご覧ください。

1の要旨でございます。令和3年3月に策定した「史跡中里貝塚整備基本計画」を踏まえまして、令和4年5月から3名の学識経験者や地元町会代表者、学校長代表などで構成する「史跡中里貝塚保存整備委員会」で全体平面設計や施設の検討など、基本設計の策定に取り組んで参りました。本日これまでの検討結果を「史跡中里貝塚整備基本設計説明書」としてご報告いたします。

2の経過等でございます。以下にお示しのとおりでございますが、平成30年3月の史跡中里貝塚総括報告書の策定以来、史跡広場の整備に向け進めてきたところでございます。

3の概要等でございます。今回の整備しますのは、上中里二丁目西側にあります史跡広場で、面積が4,071平米となります。設計内容の詳細につきましては、整備基本設計説明書の冊子にまとめてありますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

施設概要につきましては、恐れ入りますが、別添の参考資料の全体計画平面図をご覧ください。平面図の下側がJR京浜東北線に沿った道路側でありまして、南側の出入り口が……。A4の1枚のぺらで、カラー刷りの全体平面図が本日配布となっている部分でございます。こちらでございます。そちらの平面図に沿いましてご説明させていただきます。

平面図の下側がJR京浜東北線に沿った道路側であり、南側の出入り口がメインエントランスとなっております。平面図の上が北側の出入り口となり、サブエントランスとなっております。敷地の周辺は戸建住宅が隣接しており、広場の周囲は1.8メートル程度の縦格子フェンスで囲うこととしております。

また、メインエントランスの左側には、地元町会の要望を踏まえまして、トイレや倉庫などの管理施設を設置いたします。広場内は緑色の部分が天然芝で、その周囲に幅員2.4メートル以上の園路を設け、その外側に貝殻を散布することとしております。地面の下に埋もれている貝塚を現地にて体感できるようにするため、史跡指定地の適所に貝層剥ぎ取り標本や遺構の地上表示、地形立体模型の展示、AR、VRなどのデジタル機器の整備、貝層をイメージした断面サインの地上表示を行います。

南側のメインエントランスを入ってからのもとの来場者の動線でございます。正面に園名石が出迎え、その奥に縄文時代のこの付近の景観を示した地形立体模型を設置いたします。メインエントランス右手東側には、施設全体の案内及び本史跡の解説を掲示した総合案内板を設置します。総合案内板を読み進み、東側に向かいますと、貝層剥ぎ取り標本平面表示展示施設があります。さらに東側に進みますと、発掘調査で見つかった木

道・土坑の地上表示があります。

また、明るい茶色は舗装された道路ですが、南側境界と北側の境界部分の濃い茶色の部分は、土の上に貝殻を散布する区域としております。平面図中央やや右側にグレーで縦長に示しているところは、発掘調査の時に地面を掘ったトレンチ、縦溝の場所で、その位置の貝層の様子を貝層断面表示サインとして地上に設置し、地下の貝層のイメージを膨らませます。

植栽ですが、濃い緑の部分の中低木には、貝塚から見つかっているオニグルミの木を植栽いたします。その他W i F i無線機器を設置して、スマホでの解説の視聴や日よけ施設等を設置いたします。

恐れ入りますが、資料にお戻りください。4、今後の予定でございます。令和5年5月から、実施設計策定のための保存整備委員会を開催し、令和6年3月に実施設計の策定をする予定でございます。令和6年度より工事着工の予定でございます。

私からは以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

本間委員 ご説明ありがとうございました。1点だけ教えてください。トイレ等の横に詰所というふうにあります。常時どなたかがここにいて説明などをしてくださる方がいらっしゃるのでしょうか。

飛鳥山博物館館長 飛鳥山館長です。常時とはいきませんが、必要に応じてガイドならびにボランティア等の詰所として使用することを考えてございます。

清正教育長 本間委員

本間委員 ありがとうございます。AR、VRなども導入されるということで、特に当初は来場者も多く入られるかというふうに思いますので、ぜひボランティアガイドさんなどの活用で有効に生かしていただければなというふうに思っております。ありがとうございました。

清正教育長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ご質疑、ご意見ないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和5年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。